

下水道を利用できる区域にお住まいの方へ

下水道への接続をお願いします

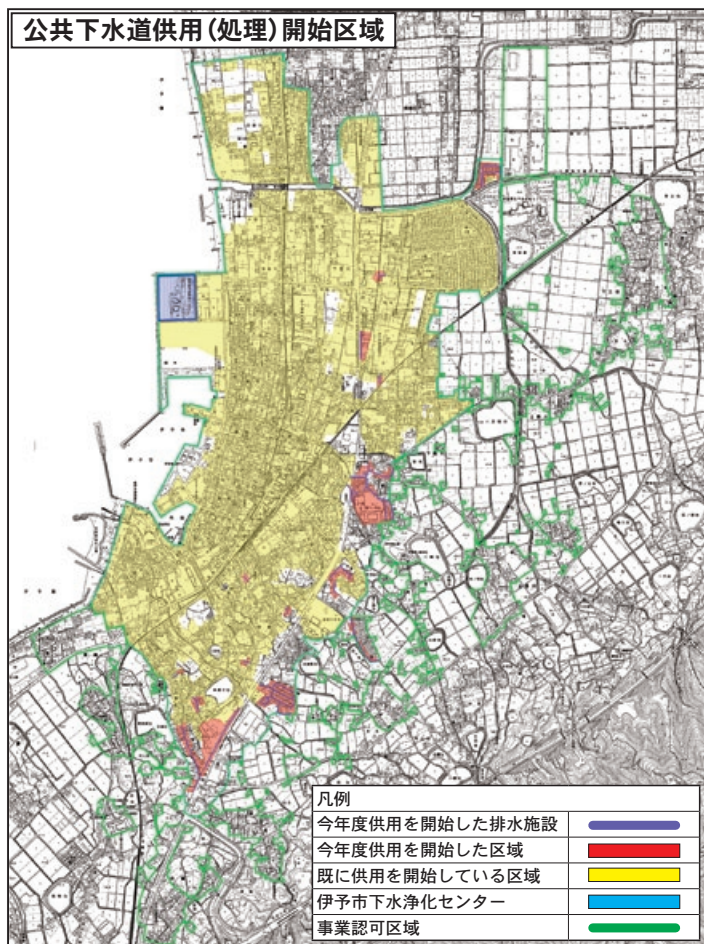


下水道を利用できる区域が

広がりました

下水道は、私たちが快適な生活を送るために、無くてはならない重要な施設です。

市では、より多くの方に下水道を利用していただけるように整備を進めており、今年の4月から新しく



下水道を利用できる区域が広がりました。(※左上図)

下水道が整備されても、下水道に接続されなければ、地域の環境保全や快適な生活環境の実現など、下水道本来の目的を達成することはできません。

下水道が利用できる区域にお住まいの方で、まだ接続していない方は、一日も早く下水道に接続しましょう。

排水設備の設置・

トイレの水洗化について

各家庭等からの排水は、下水道が利用できるようになった日(供用開始日)から、6か月以内に排水設備を設置して下水道へ流すようにしなければなりません。また、くみ取り式トイレは、法律により下水道の供用開始日から3年以内に水洗化することが義務付けられています。

下水道への接続工事について

排水設備・水洗トイレへの改造工事は、市が指定した「排水設備指

定工事店」でなければならぬことになっていきます。工事を行う場合は、指定工事店に依頼してください。

※指定工事店については、伊予市水道部下水道課へお問い合わせください。

料金の支払いは

簡単に便利な口座振替

をご利用ください

下水道使用料や下水道受益者負担金の納付は、口座振替が簡単に便利です。「口座振替申込書」に必要事項を記入し、取扱金融機関の窓口に提出してください。

問い合わせ

伊予市水道部下水道課 ☎ 982-1111 (内線 576・599)